

議第35号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「・第2条」を「～第6条」に、「第3条～第5条」を「第7条
～第9条」に改め、「完了検査」の右に「及び部分検査」を加え、「第6
条」を「第10条・第11条」に、「第7条～第9条」を「第12条～第14条」
に、「第4節 既存の対象建築物等に係る報告の徴収等（第10条）」を
「第4節 既存の対象建築物等に係る報告の徴収等（第15条）」

第5節 対象建築物等以外の建築物等に係る指導及び助言（第16条）」
に、「第5節」を「第6節」に、「第11条～第14条」を「第17条～第20条」
に、「第15条～第27条」を「第21条～第34条」に、「第28条」を「第35条」
に、「第29条～第32条」を「第36条～第39条」に改める。

第1条中「対象建築物等の建築等の計画に係る協議、対象施設の構造及
び配置に関する基準その他建築物その他の施設のバリアフリーの促進に関
し必要な事項」を「建築物その他の施設（以下「建築物等」という。）の
バリアフリーの促進について、本市及び事業者の責務並びに市民の役割を
明らかにし、建築物等のバリアフリーに関する施策の基本となる事項を定

めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等に改め、「市民」の右に「及び本市を訪れる者」を加える。

第2条第1項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項第1号中「次に掲げるものをいい」を「建築物等のうち、次に掲げるものをいい」に改め、同号ア中「掲げる建築物」を「掲げる建築物等」に改め、同号ア(ア)中「及び文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物で同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内にあるもの」を削り、同号ア(イ)を同号ア(セ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物で同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内にある建築物
- (ウ) 文化財保護法第57条第1項の規定により登録された建築物
- (エ) 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物に指定された建築物
- (オ) 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により府指定有形文化財に指定された建築物
- (カ) 京都府文化財保護条例第43条第1項の規定により指定された府指定史跡名勝天然記念物
- (キ) 京都府文化財保護条例第52条第1項の規定により登録された建築物
- (ク) 京都府文化財保護条例第52条第3項の規定により登録された建築物
- (ケ) 京都府文化財保護条例第53条第1項に規定する文化財環境保全地区内にある建築物

- (コ) 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により市指定有形文化財に指定された建築物
- (カ) 京都市文化財保護条例第36条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物
- (シ) 京都市文化財保護条例第41条第1項の規定により登録された建築物
- (ス) 京都市文化財保護条例第43条第1項に規定する文化財環境保全地区内にある建築物

第2条第2項第2号に次のように加える。

エ 用途の変更をして対象建築物等のいずれかにすること。

第2条第2項第7号中「(用途の変更をして対象建築物等にすることを
含む。以下同じ。)」を削り、「第15条各号」を「第21条各号」に改め、同
項に次の1号を加える。

(8) 利用居室等 次に掲げるものをいう。

ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が
利用する居室

イ 別表1 2の項, 6の項, 8の項, 12の項から14の項まで, 16の
項, 20の項, 25の項, 29の項及び30の項に掲げる対象建築物等(体
育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの, ボーリング場及び
飲食店を除く。)における多数の者が利用する居室

ウ ホテル又は旅館における客室

エ 共同住宅又は寄宿舍における住戸

第32条を第39条とする。

第31条中「第6条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第38条と
する。

第30条第1号中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第
2号中「第5条第4項」を「第9条第4項」に、「第8条第1項前段」を

「第13条第1項」に改め、同条第3号中「第6条第6項」を「第10条第7項」に改め、同条第4号中「第13条」を「第19条」に改め、同条第5号中「第14条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第29条中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第4章中第28条を第35条とする。

第27条中「第15条から第25条まで」を「第21条から第31条まで」に改め、第3章中同条を第34条とする。

第26条中「第15条」を「第21条」に、「第18条から第22条まで及び前条」を「第24条から第28条まで及び第31条」に改め、同条を第33条とする。

第25条各号列記以外の部分中「第15条各号」を「第21条各号」に改め、「含む。）」の右に「のいずれか」を加え、「第18条から第23条」を「第24条から第29条」に、「共同住宅等」を「ホテル若しくは旅館又は共同住宅若しくは寄宿舍」に改め、同条第2号中「利用居室（特定利用居室を含む。）又は共同住宅等の各住戸若しくは各客室（以下この条において「利用居室等」という。）」を「利用居室等」に改め、「傾斜路,」の右に「エレベーターその他の」を加え、同条第4号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、「傾斜路,」の右に「エレベーターその他の」を加え、同条第6号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「傾斜路,」の右に「エレベーターその他の」を加え、同条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公立小学校等に関する読替え)

第32条 令第5条第1号に掲げる特定建築物（公立小学校等に限る。）に係る第24条から第28条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第24条の見出し中「共同住宅等」を「ホテル等又は共同住宅等」に改め、

同条第1項各号列記以外の部分中「次に」を「ホテル若しくは旅館又は共同住宅若しくは寄宿舍において、次に」に改め、同項第1号中「共同住宅若しくは寄宿舍又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に」を削り、「住戸又は客室」を「客室又は住戸」に、「共同住宅等に」を「ホテル若しくは旅館又は共同住宅若しくは寄宿舍に」に、「住戸等」というを「同じ」に、「住戸等まで」を「各客室又は各住戸まで」に改め、同項第2号中「共同住宅等の」を削り、「車いす使用者用便房を」を「車椅子使用者用便房を」に、「住戸等（」を「各客室又は各住戸（」に、「住戸等が」を「客室又は住戸が」に、「当該車いす使用者用便房」を「当該車椅子使用者用便房」に改め、同項第3号中「共同住宅等の」を削り、「車いす使用者用駐車施設を」を「車椅子使用者用駐車施設を」に、「当該車いす使用者用駐車施設」を「当該車椅子使用者用駐車施設」に、「住戸等」を「各客室又は各住戸」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「特定経路」を「ホテル若しくは旅館又は共同住宅若しくは寄宿舍における特定経路」に改め、同項第1号ただし書中「又は」の右に「エレベーターその他の」を加え、同項第2号ア中「共同住宅等」を「建築物」に改め、同号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第4号エ中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第5号中「昇降機」を「エレベーター」に改め、同号イ中「第22条第1項第5号」を「第28条第1項第5号」に改め、同項第6号中「使用形態の」の右に「エレベーターその他の」を加え、同項第7号イ中「第22条第1項第6号ア」を「第28条第1項第6号ア」に改め、同条第3項中「当該共同住宅等」を「当該建築物」に改め、同条第4項中「第22条第2項」を「第28条第2項」に、「第22条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第23条を第29条とする。

第22条第1項第4号エ中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第5号中「昇降機」を「エレベーター」に改め、同号ア及びイ中「かご」を「籠」

に改め、同号ウ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号エ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、「(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)」を削り、同号オ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号カ及びキ中「かご」を「籠」に改め、同号ク中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号コ中「昇降機」を「エレベーター」に改め、同号コ(ア)中「かご」を「籠」に改め、同号コ(イ)中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第6号イ(カ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第2項第1号中「第15条各号」を「第21条各号」に改め、同項第2号中「車いす使用者用便房を」を「車椅子使用者用便房を」に、「当該車いす使用者用便房」を「当該車椅子使用者用便房」に改め、同項第3号中「車いす使用者用駐車施設を」を「車椅子使用者用駐車施設を」に、「当該車いす使用者用駐車施設」を「当該車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条を第28条とする。

第21条各号列記以外の部分中「台数(」の右に「当該台数に」を加え、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条を第27条とする。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室内に設けるものについては、この限りでない。

第20条第2項第2号及び第3号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条を第26条とする。

第19条第2項各号列記以外の部分中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第2号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第3項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第6項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、「手すりを」の右に「適切に」を加え、同条を第25条とする。

第18条を第24条とする。

第17条中「第26条」を「第33条」に改め、同条を第23条とする。

第16条第1項中「令第5条第11号」を「令第5条第1号（公立小学校等（同号に規定する公立小学校等をいう。以下同じ。）に限る。）、第11号」に改め、同条を第22条とする。

第15条を第21条とする。

第2章第5節中第14条を第20条とする。

第13条中「建築主，維持保全」を「建築等」に改め、「工事施工者又は対象建築物等」の右に「(第15条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同条を第19条とする。

第12条第1項中「建築主」を「建築等をする者」に、「当該建築物等」を「当該対象建築物等」に、「第8条第1項前段」を「第13条第1項」に、「第5条第4項」を「第9条第4項」に改め、同条を第18条とする。

第11条を第17条とする。

第2章第5節を同章第6節とし、同章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 対象建築物等以外の建築物等に係る指導及び助言

第16条 市長は、対象建築物等以外の建築物等について、バリアフリーを促進するため必要があると認めるときは、当該建築物等の建築等をしようとする者又は当該建築物等若しくはその敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、第13条第1項に規定する基準を勘案して、当該建築物等の設計及び施工に関する事項について必要な指導及び助言をすることができる。

第10条第1項中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、「同じ。）」の右に「又はその敷地」を加え、同条第2項中「は、当該対象建築物等」の右に「又はその敷地」を加え、「第8条第1項前段」を「第13条第1項」に改め、第2章第4節中同条を第15条とする。

第9条中「前条第1項」の右に「及び第2項」を加え、第2章第3節中

同条を第14条とする。

第8条第1項前段中「, 第10号」を「から第11号まで」に, 「及び児童厚生施設その他これに類するもの」を「, 児童厚生施設その他これに類するもの, 体育館, 水泳場及びボーリング場」に, 「第15条各号」を「第21条各号」に改め, 「特定建築物の」の右に「うち,」を加え, 「とき,」を「ときに」に, 「第18条から第26条まで」を「第24条から第33条まで」に改め, 同項後段を削り, 同条第4項中「第1項前段」を「第1項」に改め, 同項を同条第5項とし, 同条第3項各号列記以外の部分中「して対象建築物等」の右に「のいずれか」を加え, 「前2項」を「前3項」に改め, 同項第2号中「居室(共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸を, ホテル又は旅館にあっては各客室を含む。以下この項において同じ。)」を「利用居室等」に改め, 「傾斜路,」の右に「エレベーターその他の」を加え, 同項第4号中「居室」を「利用居室等」に, 「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め, 「傾斜路,」の右に「エレベーターその他の」を加え, 同項第6号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に, 「居室」を「利用居室等」に改め, 「傾斜路,」の右に「エレベーターその他の」を加え, 同項を同条第4項とし, 同条第2項中「前項前段の」を「第1項に規定する」に, 「別表1」を「別表2のとおりとし, これらの適用については, 同表1」に改め, 同項を同条第3項とし, 同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受けた対象建築物等の所有者, 管理者又は占有者は, 当該対象建築物等を常時当該規定に適合した状態に維持しなければならない。

第8条を第13条とし, 第7条を第12条とする。

第6条に見出しとして「(建築等の工事に関する完了検査)」を付し, 同条第1項中「(以下「建築主」という。)」を削り, 「検査」の右に「(当該建築等の工事に付随して実施する当該対象建築物等のバリアフリーを実現

する部分の検査を含む。本条及び次条において同じ。)」を加え、同条第4項中「協議書に記載された事項」を「第13条第1項に規定する基準」に改め、同条第5項中「同項の事項（次条の基準及び措置に係るものを除く。）」を「第13条第1項に規定する基準」に、「建築主」を「建築等をした者」に改め、同条第6項中「建築主」を「建築等をした者」に、「前項」を「第5項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第2項において読み替えて準用する第5項の規定による部分検査済証の交付を受けた対象建築物等の建築等の工事を完了した部分については、この限りでない。

第6条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 市長は、第4項の規定による検査をした場合において、同項の対象建築物等が第13条第1項に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該対象建築物等の建築等をした者に対して、検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書を交付しなければならない。

第2章第2節中第6条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(建築物等の工事に関する部分検査)

第11条 対象建築物等の建築等をする者は、当該対象建築物等の建築等の工事を完了した部分について、市長が当該対象建築物等の建築等の工事の工程上やむを得ないと認める場合に限り、市長の検査を申請することができる。

- 2 前項に規定する検査については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第1項の」とあるのは「第11条第1項の」と、「対象建築物等が」とあるのは「対象建築物等の建築等の工事を完了した部分が」と、「当該対象建築物等」とあるのは「当該対象建築物等の建築等の工事を完了した部分」と、「検査済証」とあるのは「部分検査済証」と読み替えるものとする。

第2章第2節の節名中「完了検査」の右に「及び部分検査」を加える。

第5条第1項本文及び第2項中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項前段中「第3条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第1項前段」を「第13条第1項」に改め、同条第4項中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、第2章第1節中同条を第9条とする。

第4条中「第7条」を「第12条」に改め、同条を第8条とする。

第3条第1項前段中「計画」の右に「(建築等の工事に付随して実施する対象建築物等のバリアフリーを実現する工事の計画を含む。以下同じ。)」を加え、「と協議しなければ」を「に対して協議を申請しなければ」に改め、同条第2項中「よる協議」の右に「の申請」を、「計画」の右に「又は計画の変更」を、「第6条の2第1項」の右に「(これらの規定を同法第87条第1項の規定において準用する場合を含む。)」を、「第18条第2項」の右に「(同法第87条第1項の規定において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第7条とする。

第1章中第2条の次に次の4条を加える。

(本市の責務)

第3条 本市は、事業者及び市民のバリアフリーの促進に関する自発的な活動を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講じるものとする。

2 本市は、自ら設置し、又は管理する建築物等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、本市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら所有し、又は管理する建築物等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、バリアフリーについて理解を深め、自発的にバリアフリーを促進するよう努めなければならない。

3 事業者は、他の事業者と協力して、建築物等のバリアフリーを促進するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、バリアフリーについて理解を深めるよう努めなければならない。

(相互の協力)

第6条 本市、事業者及び市民は、この条例の目的を達成するため、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

別表中「第8条関係」を「第13条関係」に改め、同表1 1の項及び2の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 3の項中「第7号を」を「第6号を」に、「第7号及び」を「第5号及び」に、「第5号及び第9号」を「第6号、第7号及び第9号」に改め、同表1 4の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 5の項中「第7号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号、第7号」に改め、同表1 6の項中「第7号」を「第6号」に改め、同表1 7の項及び8の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 9の項中「、第7号」を「、第6号」に、「(第7号)」を「(第5号)」に改め、同表1 10の項中「第7号を」を「第6号を」に、「第7号及び」を「第5号及び」に改め、同表1 11の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 12の項中「第7号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号、第7号」に改め、同表1 13の項中「第5号チ、第7号」を「第5号、第6号チ」に改め、同表1 14の項中「第5号」を「第6号、第7号」に改め、同表1 15の項中「第7号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号、第7号」に改め、同表1 16の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 17の項中「第7号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号、第7号」に改め、同表1 18の項中「第7号」を「第5

号」に改め、同表1 19の項中「第7号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号、第7号」に改め、同表1 20の項及び21の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 22の項中「第7号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号、第7号」に改め、同表1 23の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 24の項及び25の項中「第7号を」を「第6号を」に、「第7号及び」を「第5号及び」に改め、同表1 26の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 27の項及び28の項中「第7号を」を「第6号を」に、「第7号及び」を「第5号及び」に改め、同表1 29の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 30の項中「第5号チ、第7号」を「第5号、第6号チ」に改め、同表1 31の項及び32の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1 33の項中「2,000平方メートル」を「50平方メートル」に、「第7号」を「第5号」に改め、同表1 34の項中「第5号チ、第7号」を「第5号、第6号チ」に改め、同表1 35の項及び36の項中「第7号」を「第5号」に改め、同表1備考5中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、同備考6中「第2条第9項」を「第2条第12項」に改め、同表2 4の項第1号ア中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同号ア(イ)及び(エ)中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同号イ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第5号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、「手すりを」の右に「適切に」を加え、同項第8号中「第1号ア」を「第1号」に、「同号の便所」を「その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、当該便所」に、「を設けた」を「が適切に配置されている」に改め、同表2 5の項第2号イ及びウ(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表2 7の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表2 8の項中「道等から居室まで」を「道等から利用居室等まで」に改め、同項第1号ア中「、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利

用する居室（共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸，ホテル又は旅館にあっては各客室を含む。以下この項において同じ。）を「利用居室等」に、「イ」を「以下この号」に、「当該居室」を「当該利用居室等」に改め、同号イ中「車いす使用者用便房を」を「車椅子使用者用便房を」に、「居室（当該対象建築物に居室）」を「利用居室等（当該対象建築物等に利用居室等）」に、「当該車いす使用者用便房」を「当該車椅子使用者用便房」に改め、同号ウ中「車いす使用者用駐車施設を」を「車椅子使用者用駐車施設を」に、「当該車いす使用者用駐車施設」を「当該車椅子使用者用駐車施設」に、「居室」を「利用居室等」に改め、同項第2号エ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第3号イ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ウ中「が定める構造の」の右に「エレベーターその他の」を加え、同号エ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第4号カ中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第7号を削り、同項第6号中「使用形態の」の右に「エレベーターその他の」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号中「昇降機」を「エレベーター」に改め、同号ア中「かごは、居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「籠は、利用居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号イ、ウ、エ、オ、カ及びク中「かご」を「籠」に改め、同号ケ、コ、サ及びシ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ス及びセ中「かご」を「籠」に改め、同号ソ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号チ(ア)中「かご」を「籠」に改め、同号チ(イ)中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 建築物には、当該経路に次号（同号チを除く。）に定める構造のエレベーター又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設置すること。ただし、高齢

者、障害者等の利用上支障がないものとして別に定める場合は、この限りでない。

別表2 8の項第8号イ及びウ(カ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号エ中「が定める構造の」の右に「エレベーターその他の」を加え、同項第9号中「建築物の主要な出入口の幅は、80センチメートル以上とする」を「当該経路を構成する出入口は、次に掲げるものである」に改め、同号に次のように加える。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 直接地上へ通じる出入口のうち1以上は、建築物の主要な出入口とすること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

別表2 8の項第10号イ中「第4号」を「次」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものについては8分の1を超えないこと。

(ウ) 手すりを設けること。

別表2 8の項第10号に次のように加える。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

別表2 8の項第11号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

別表2 8の項第11号ウ中「が定める構造の」の右に「エレベーターそ

の他の」を加え、同表2 10の項第1号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、「数(」の右に「当該数に」を加え、同項第2号エ中「居室」を「当該客席のある居室」に、「幅は、」を「うち1以上は、幅を」に改め、同号オ中「が定める構造の」の右に「エレベーターその他の」を加える。

第2条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 特別特定建築物に関する制限(第21条～第34条)」を「第3章 特別特定建築物に関する制限(第21条～第36条)」

第4章 公表対象建築物等のバリアフリーに関する情報の公表(第37条

に、「第4章」を「第5章」に、「第35条」を「第41条」に、～第40条)」

「第5章」を「第6章」に、「第36条～第39条」を「第42条～第45条」に改める。

第2条第2項第8号イ中「2の項、」を「1の項(公立小学校等(令第5条第1号に規定する公立小学校等をいう。以下同じ。)に限る。), 2の項、」に改める。

第13条第1項中「第33条」を「第35条」に改め、同条第5項中「2の項、」を「1の項(公立小学校等に限る。), 2の項、」に改め、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、」を削る。

第22条第1項中「令第5条第1号(公立小学校等(同号に規定する公立小学校等をいう。以下同じ。)に限る。), 第11号」を「令第5条第11号」に改める。

第23条中「第33条」を「第35条」に改める。

第39条を第45条とし、第36条から第38条までを6条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章中第35条を第41条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 公表対象建築物等のバリアフリーに関する情報の公表
(バリアフリーに関する情報の公表)

第37条 高齢者、障害者等による建築物等の円滑な利用を確保するためバリアフリーに関する情報の公表を要する対象建築物等として別に定めるもの（以下「公表対象建築物等」という。）の建築等を行ったときは、当該対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、バリアフリーに関する情報であって別に定める事項（以下「特定バリアフリー情報」という。）をインターネットの利用その他の別に定める方法により公表しなければならない。

2 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者が、前項の規定の適用を受けない場合にあつては、同項の規定に準じて、特定バリアフリー情報を公表するよう努めなければならない。

3 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、前2項の規定により公表した特定バリアフリー情報の内容に変更があつた場合には、速やかに当該特定バリアフリー情報を更新するよう努めなければならない。

4 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、特定バリアフリー情報のほか、高齢者、障害者等が建築物等を円滑に利用するためのバリアフリーに関する情報を第1項に規定する方法により公表するよう努めなければならない。

(公表の実施状況の届出)

第38条 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、前条第1項の規定により公表をした場合にあつては、別に定めるところにより、その状況を市長に届け出なければならない。

2 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、前条第2項から第4項までの規定により公表をした場合にあつては、別に定めるところにより、その状況を市長に届け出ることができる。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、別に定めるところにより、その概要を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第39条 市長は、第37条に規定する公表の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該公表対象建築物等のバリアフリーに関する情報の公表に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第40条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、バリアフリーに関する情報の公表の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第34条中「第31条」を「第33条」に改め、第3章中同条を第36条とする。

第33条中「第28条まで及び第31条」を「第26条まで、第28条、第29条及び第32条」に改め、同条を第35条とする。

第32条中「第28条まで及び前条」を「第26条まで、第28条、第29条及び第32条」に改め、同条を第34条とする。

第31条各号列記以外の部分中「第29条」を「第30条」に改め、同条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替)

第33条 令第5条第8号に掲げる特定建築物に係る令第11条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第22条並びにこの条例第24条から第26条まで、第28条、第29条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第30条第1項第1号中「(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに客室又は住戸があるホテル若しくは旅館又は共同住宅若しくは寄宿舍に

あつては、地上階にあるものに限る。以下この条において同じ。)」を削り、同条第2項第5号イ中「第28条第1項第5号」を「第29条第1項第5号」に改め、同項第7号イ中「第28条第1項第6号ア」を「第29条第1項第6号ア」に改め、同条第4項中「第28条第2項」を「第29条第2項」に、「第28条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第29条を第30条とする。

第28条第1項第5号コ中「主として高齢者、障害者等が利用する建築物(用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。)」を「不特定かつ多数の者が利用する建築物で、用途面積(当該建築物を不特定かつ多数の者が利用する複数の用途に供する場合にあつては、これらの用途面積の合計)が2,000平方メートル以上のもの又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、用途面積(当該建築物を主として高齢者、障害者等が利用する複数の用途に供する場合にあつては、これらの用途面積の合計)が2,000平方メートル以上のもの」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる」を「建築物の直接地上へ通じる出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設ける場合において、道等から当該利用居室等までの」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「前項各号」を「前項」に改め、同条第4項中「第2項第1号」を「第2項」に、「同項第1号中」を「同項中」に改め、同条第5項中「第2項第1号の」を「第2項の」に、「第2項第1号中」を「第2項中」に改め、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(ホテル又は旅館の客室)

第27条 ホテル又は旅館の客室は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 客室内にベッドを設ける場合には、当該客室内のベッドの数(階層式寝台の場合は、それぞれの段を1のベッドとする。以下同じ。)を

2で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを切り上げた数）以上のベッド（当該客室内のベッドの数が2以下の場合にあっては、全てのベッド）に対し、次に掲げる位置にそれぞれ次に掲げる空間を設けなければならない。

ア ベッドの長辺に接する位置 車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間

イ ベッドに近接する位置 車椅子の方向を変更するために必要な空間

(2) 客室内に便所を設ける場合には、便所のうち1以上に、次に定める構造の便房を1以上設けなければならない。

ア 腰掛け便座及び手すりが適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が当該便房の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。

ウ 当該便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、75センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。

(3) 客室内に浴室等を設ける場合には、1以上の浴室等は次に掲げるものでなければならない。

ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

イ 当該浴室等に浴槽を設ける場合には、車椅子使用者が当該浴槽に寄り付くことができる空間が確保されていること。

ウ 当該浴室等に浴槽を設けない場合には、車椅子使用者がシャワーに寄り付くことができる空間が確保されていること。

エ 当該浴室等の出入口は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、75センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。

(4) 客室の出入口から第1号に規定する空間（当該客室内にベッドを設けない場合にあつては、寝室）、第2号に規定する便房及び前号に規定する浴室等までの経路のうち、それぞれ1以上は次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして別に定める部分は80センチメートル以上とすること。

イ 客室内の出入口（第2号ウ及び前号エの規定によるものを除く。）は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。

ウ 床面に段差がある場合には、令第13条に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。

2 令第15条第1項の規定により設ける車椅子使用者用客室は、前項の規定（同項第1号イを除く。）によるほか、次に掲げるものでなければならない。

(1) 同号に規定するベッドに近接する位置に車椅子の転回に支障がない空間を設けること。

(2) 令第15条第2項第1号イ及びロの規定による便所を設けること。ただし、他の全ての客室内に便所を設けない場合は、当該車椅子使用者用客室内において、便所を設けることを要しない。

(3) 令第15条第2項第2号イ及びロの規定による浴室等を設けること。

ただし、他の全ての客室内に浴室等を設けない場合は、当該車椅子使用者用客室内において、浴室等を設けることを要しない。

別表1 1の項中「特別支援学校」を「公立小学校等又は特別支援学校」に、「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め、「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に改め、同表1 2の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め、「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に改め、同表1 3の項中「6の項, 8の項(第5号及び第6号」を「7の項, 9の項(第1号ウ, 第5号, 第6号, 第11号及び第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に、「6の項, 7の項」を「7の項, 8の項」に、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 4の項中「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「10の項」を「11の項」に、「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 5の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め、「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「10の項」を「11の項」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 6の項中「6の項, 8の項(第5号及び第6号」を「7の項, 9の項(第1号ウ, 第5号, 第6号, 第11号及び第13号」に、「9の項」を「10の項」に改め、同表1 7の項中「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「,

第8号及び第9号」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 8の項中「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め、同表1 9の項中「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 10の項中「6の項, 8の項(第5号及び第6号)」を「7の項, 9の項(第1号ウ, 第5号, 第6号, 第11号及び第13号)」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に、「6の項, 7の項」を「7の項, 8の項」に、「8の項」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 11の項中「, 4の項(第2号)」の右に「及び第9号」を加え、「, 6の項, 7の項」を「から7の項まで, 8の項」に、「8の項(第5号及び第9号から第11号まで)」を「9の項(第6号, 第7号, 第9号, 第10号及び第12号)」に、「9の項」を「10の項」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 12の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め、「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 13の項, 14の項, 15の項, 16の項及び17の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め、「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に改め、同表1 18の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め、「, 6の項」を削り、「7の項」の右に「, 8の項」を加え、「8の項」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「11の項」を

「12の項」に改め、同表1 19の項中「及び第8号」を「第8号及び第9号」に改め、「6の項」を削り、「7の項」の右に「8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に改め、同表1 20の項中「6の項」を削り、「7の項」の右に「8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「11の項」を「12の項」に、「10の項」を「11の項」に改め、同表1 21の項中「6の項」を削り、「7の項」の右に「8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「第8号及び第9号」に改め、同表1 22の項中「及び第8号」を「第8号及び第9号」に改め、「6の項」を削り、「7の項」の右に「8の項」を加え、「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 23の項中「6の項」を削り、「8の項(」を「8の項, 9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 24の項中「6の項, 8の項(第5号及び第6号」を「7の項, 9の項(第1号ウ, 第5号, 第6号, 第11号及び第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「第8号及び第9号」に、「6の項, 7の項」を「7の項, 8の項」に、「), 8の項(」を「), 9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 25の項中「6の項, 8の項(第5号及び第6号」を「7の項, 9の項(第1号ウ, 第5号, 第6号, 第11号及び第13号」に、「9の項」を「10の項」に、「及び第8号」を「第8号及び第9号」に、「6の項, 7の項」を「7の項, 8の項」に、「), 8の項(」を「), 9の項(第1号ウ,」に、「第11号」を「第13号」に、「11の項」を「12の項」に改め、同表1 26の項中「及び第8号」を「第8号及び第9号」に改め、

「, 6の項」を削り, 「7の項」の右に「, 8の項」を加え, 「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に, 「第11号」を「第13号」に, 「9の項」を「10の項」に, 「11の項」を「12の項」に改め, 同表1 27の項及び28の項中「6の項, 8の項(第5号及び第6号」を「7の項, 9の項(第1号ウ, 第5号, 第6号, 第11号及び第13号」に, 「9の項」を「10の項」に, 「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に, 「6の項, 7の項」を「7の項, 8の項」に, 「), 8の項(」を「), 9の項(第1号ウ,」に, 「第11号」を「第13号」に, 「11の項」を「12の項」に改め, 同表1 29の項, 30の項及び31の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め, 「, 6の項」を削り, 「7の項」の右に「, 8の項」を加え, 「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に, 「第11号」を「第13号」に, 「9の項」を「10の項」に改め, 同表1 32の項及び33の項中「, 6の項」を削り, 「7の項」の右に「, 8の項」を加え, 「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に, 「第11号」を「第13号」に, 「9の項」を「10の項」に改め, 同表1 34の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め, 「, 6の項」を削り, 「7の項」の右に「, 8の項」を加え, 「8の項(」を「9の項(第1号ウ,」に, 「第11号」を「第13号」に, 「9の項」を「10の項」に改め, 同表1 35の項及び36の項中「及び第8号」を「, 第8号及び第9号」に改め, 「, 6の項」を削り, 「8の項(」を「8の項, 9の項(第1号ウ,」に, 「第11号」を「第13号」に, 「9の項」を「10の項」に改め, 同表2 4の項第8号中「第1号」の右に「又は前号」を加え, 同号を同項第9号とし, 同項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 第1号の規定によることが困難な場合には, その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ, 当該便所(男子用及び女子用の区別があるときは, それぞれの便所)のうち1以上に, 次に定める構造の便房を1以上設けなければならない。

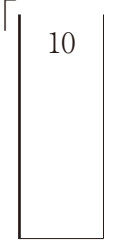
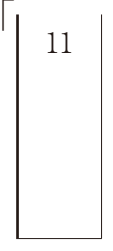
ア 腰掛け便座, 手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が当該便房の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。



ウ 便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

エ 便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

別表2 11の項中「11」を「12」に改め、同項第1号中「以上」の右に「(便所内に設ける場合であって、男子用及び女子用の区別があるときは、

それぞれ1以上)」を加え、同表2 10の項中  を  に改

め、同表2 9の項中「9」を「10」に改め、同表2 8の項中

 を  に、

「イ 対象建築物等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該対象建築物等に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

ウ 対象建築物等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 を

「イ 対象建築物等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場

合 利用居室等（当該対象建築物等に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウ及びエにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

ウ 対象建築物等又はその敷地に4の項第8号に規定する便房を設ける場合 利用居室等から当該便房までの経路に、

エ 対象建築物等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路

「(11) 第8号の規定によることが困難な場合には、当該経路を構成する敷地内の通路は、6の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 手すりを設けること。

ウ 高低差がある場合には、イに定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。」

「(11) 第3号の規定によることが困難な場合には、当該経路（第1号ウに規定する経路に限る。）を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に定めるものであること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 床面に段差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造

のエレベーターその他の昇降機を設けること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 手すりを設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(12) 第8号の規定によることが困難な場合には、当該経路を構成に改める敷地内の通路は、6の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 手すりを設けること。

ウ 高低差がある場合には、イに定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。

(13) 第8号の規定によることが困難な場合には、当該経路（第1号ウに規定する経路に限る。）を構成する敷地内の通路は、前号の規定によること。 」

め、同表2 7の項中「7」を「8」に改め、同表2 6の項中

「 6 」 を 「 7 」

に改め、同表2 5の項の次に次の1項を加える。

<p>6</p>	<p>ホテル又は旅館の客室</p>	<p>(1) 客室内にベッドを設ける場合には、当該客室内のベッドの数を2で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを切り上げた数）以上のベッド（当該客室内のベッドの数が2以下の場合にあつては、全てのベッド）に対し、次に掲げる位置にそれぞれ次に掲げる空間を設けなければならない。</p> <p>ア ベッドの長辺に接する位置 車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間</p> <p>イ ベッドに近接する位置 車椅子の方向を変更するために必要な空間</p> <p>(2) 客室内に便所を設ける場合には、便所のうち1以上に、次に定める構造の便房を1以上設けなければならない。</p> <p>ア 腰掛け便座及び手すりが適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が当該便房の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 当該便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、75センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(3) 客室内に浴室等を設ける場合には、1以上の浴室等は次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 当該浴室等に浴槽を設ける場合には、車椅子使用者が当該浴槽に寄り付くことができる空間が確保されていること。</p> <p>ウ 当該浴室等に浴槽を設けない場合には、車椅子使用者がシャワーに寄り付くことができる空間が確保されていること。</p> <p>エ 当該浴室等の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、75センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(4) 客室の出入口から第1号に規定する空間（当該客室内にベッドを設けない場合にあつては、寝室）、第2号に規定する便房及び前号に規定する浴室等までの経路のうち、それぞれ1以上は次に掲げるものでなければならない。</p>
----------	-------------------	---

		<p>ア 幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして、別に定める部分は80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 客室内の出入口（第2号ウ及び前号エの規定によるものを除く。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 床面に段差がある場合には、3の項に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。</p>	
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は令和3年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同条の規定の施行の日以後に改正後の条例第7条第1項の規定による協議の申請があったもの又は第1条の規定による改正前の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第3条第1項の規定による協議を開始した日若しくは第1条の規定による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第7条第1項の規定による協議の申請があった日から6月以内に工事に着手しないもの（第2条の規定の施行の際現に工事中のものを除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定の施行の際現に存する対象建築物等（改正後の条例第2条第2項第1号に規定する対象建築物等をいう。）の用途の変更で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令附則第4条に規定する類似の用途相互間で行うものについては、改正後の条例第13条第1項及び第2項並びに第3章の規定は、適用せず、なお従前の例による。

提案理由

建築物等のバリアフリーの更なる促進を図るため、ホテル又は旅館の客室
に関し新たな基準を定める等の必要があるので提案する。